

公立大学法人滋賀県立大学職員の社会貢献活動休暇の特例に関する規程

平成 23 年 5 月 10 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 148 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第 18 条第 2 項第 8 号に規定する休暇（以下「社会貢献活動休暇」という。）の特例について定めることを目的とする。

(社会貢献活動休暇の期間の特例)

第 2 条 職員が東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における勤務時間規程第 18 条第 2 項第 8 号の適用については、同号中「5 日」とあるのは、「5 日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、同号アに掲げる活動を行う場合にあっては、7 日）」とする。

(社会貢献活動休暇の対象範囲の特例)

第 3 条 職員が東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における勤務時間規程第 18 条第 2 項第 8 号アについては、「東日本大震災の被災地またはその周辺の地域もしくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動」として適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 12 月 31 日限りその効力を失う。

付 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。